

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 都市計画法施行条例の一部を改正する条例案について (概要)
意見募集期間 : 令和3年12月2日～令和3年12月22日
意見等の提出件数 : 22件 (12人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
改正の方針	特別指定区域は、市街化調整区域の地域の活力維持に必要なものであるため、イエロー区域であっても指定が解除されないよう、今後も柔軟な運用をお願いしたい。	6	【賛成意見】 今回の改正方針は、土地利用推進検討会及び兵庫県開発審査会における有識者等の意見や市町からの要望等を踏まえて検討を行い、生命の安全と経済活動のバランスに配慮した柔軟な対応としました。 今後とも市街化調整区域の地域活力の維持に資するまちづくりを推進していきます。
	現状、市街化調整区域の活力は衰退していく一方であるように思われる。その中で、少しでも活力衰退に歯止めをかけようとする本条例案に賛同する。	1	
	避難に関する書面の提出を求めることは、災害リスクの認知につながる。	4	
	地域には、集落での生活があり、事業所を中心とする経済活動があり、市の経済を支えている。それらを維持・再生しつつ、避難に関する書面の提出を求めることで、防災意識の向上、災害リスクの認知につながる、危機管理対策も兼ね備えた施策である。	1	
	避難に関する書面について、県はどのような審査を行うのか。	1	
	特別指定区域の指定の際に農地として利用している浸水深3.0m以上の箇所について、建築時には隣接する道路の高さまで造成することが考えられる。造成により浸水深3.0m以下になる場合であっても指定はできないのか。	1	【質問への回答】 想定浸水深3.0m以上の土地についても、指定基準に適合する区域は、特別指定区域に指定可能としています。 なお、指定基準については、敷地や建物の計画等に応じ、柔軟に対応できるよう、検討していきます。

改正の方針	<p>新たに指定する特別指定区域の取扱いに関しては、一定の安全性を確保するための指定基準が示されているが、積極的な土地利用が許容されるよう、基準の明確化が必要と考える。</p>	1	<p>【意見を反映】</p> <p>「特別指定区域制度活用の手引」において基準の明確化を図ります。</p>
	<p>開発許可条件の「一定の安全性確保策」は、属人的な対策であることや技術的に万全ではないことから、激甚化した災害には対応不十分である。</p> <p>したがって、この度の改正都市計画法の趣旨どおり、イエロー区域における開発行為は不可とされなければならない。</p>	1	<p>【今後の施策の参考とします】</p> <p>今回の改正方針は、都市計画法改正の趣旨を踏まえた上で、生命の安全と経済活動のバランスに配慮したものであり、一定の安全性は確保できると考えています。</p> <p>国土交通省の技術的助言においても安全性が確保されると認められる場合は、特別指定区域にイエロー区域を含むことを妨げるものではない旨が示されています。</p> <p>特別指定区域は、市町が地域住民と調整した上で、県に指定の申出をする制度であり、指定に際し、地元で災害リスクの共有が十分に図られるものと考えています。</p> <p>なお、今回の都市計画法の改正は、イエロー区域の開発行為を不可とするものではなく、県が条例で指定する区域（特別指定区域）について、原則として、イエロー区域を含まないこととされたものです。</p> <p>また、特別指定区域制度は市街化調整区域における地域活力の維持に資する制度であることから、法改正に伴うイエロー区域の取扱いについて、市町からも柔軟な対応を行うよう強い要望を受けており、本改正方針は、地域経済を維持するために必要な措置と考えています。</p>
	<p>区域の安全・安心の上に、経済活動が促進されなければならない。したがって、区域の安全・安心のため、都市計画法の規制緩和がなされてはならない。経済の活性化は、別途、経済システムのイノベーションによって図られるべきである。</p>	1	<p>また、特別指定区域制度は市街化調整区域における地域活力の維持に資する制度であることから、法改正に伴うイエロー区域の取扱いについて、市町からも柔軟な対応を行うよう強い要望を受けており、本改正方針は、地域経済を維持するために必要な措置と考えています。</p>
	<p>改正都市計画法の規制は、景観上、市街化調整区域の保全に資することになるため、「国土美」の観点から、規制緩和されるべきではない。</p> <p>「国土美」の観点から、兵庫県土は、全て都市計画区域とされ、市街化区域と市街化調整区域として、景観の保全が図られなければならない。</p>	1	<p>なお、県では景観の形成等に関する条例を制定し、景観の保全を図っていますが、今回の法改正は景観保全を主たる目的とするものではないと承知しています。</p> <p>本改正方針については、土地利用推進検討会及び兵庫県開発審査会における有識者等の意見を踏まえて作成したものであり、今後、県民の代表から成る県議会にお諮りし、議論いただくこととなります。</p>

指定基準②	<p>市街化調整区域が広く集落が点在している市町においては、避難場所が広く点在している。浸水については、一定の避難予測が可能であることを踏まえ、「概ね1,000m程度」であっても10分前後で避難場所に到達可能である。指定基準においては、具体的な数値を示さず、基準③の適合状況も考慮した上での基準にすべき。</p>	1	<p>【具体の施策の参考とします】</p> <p>高齢者等であっても容易に移動可能な距離として概ね500mとしておりますが、地域の状況に応じ、柔軟に対応できるよう、検討していきます。</p>
	<p>市町が避難場所として相当と認める場所は、どのような基準をもって避難場所と認められるのか、一定の定義が必要と考える。</p>	1	<p>【意見を反映】</p> <p>集落によっては、市町が指定した避難場所が近隣にない場合もあるため、生命を守るために市町が適切と判断した場所についても避難場所として取り扱うこととするものです。 「特別指定区域制度活用の手引」において基準の明確化を図ります。</p>
指定基準③	<p>早期避難体制の整備を指定基準の一つとしているが、早期避難の実施が可能と市町長が認める避難計画とは具体的にどのような内容を想定しているのか。 また、許可申請者が当該計画書を提出し、市町長が認めるとあるが、申請者が建物居住者（事業主）とは限らない場合もある。その担保性をどのように考えているのか。</p>	1	<p>【意見を反映】</p> <p>当該計画には、緊急時の連絡網、災害情報の伝達手段、避難を開始する時機などの内容を定めていただくことを想定しています。 許可申請者と建物の使用者が異なる場合において、避難に関する書面的内容が建物の使用者に周知徹底されるよう、運用を検討していきます。</p>
その他	<p>地縁者の住宅区域について、市街化調整区域では地元の間人が都市部に出て行き、空き家が増加しているため、地縁者の定義として小学校区の市街化調整区域に10年居住では、居住者が増えるとは思えない。例えば、「市に居住したことがある者」くらいに広げないと、制度趣旨に合致しないのではないか。</p>	1	<p>【対応済み】</p> <p>特別指定区域は、市町の申出により県が区域や建築物の用途を指定する仕組みとなっており、地縁者の定義の変更についても市町の申出があれば対応することが可能です。</p>